

令和元年度執行目標 建設部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点等	項目 (単位)	根拠計画等	H30 実績値	R1 目標値
建設部	指導検査課	1	適正な入札・契約の執行	本市の入札発注における一層の透明性及び競争性を確保し、適正で誤りのない入札・契約業務を執行する。 そのため、これまでから取り組んでいる入札の各段階におけるチェックを徹底しつつ、開札においては落札候補者を重点的に確認するなど、事務作業の集中と選択により、引き続き、常に緊張感をもって誤りのない事務執行を行う。 また、法令改正等の市発注業務への早期反映や発注事務の平準化・効率化を図る。	複数のチェック体制を徹底し、事務作業の集中と選択により、競争性が確保された、適正で誤りのない入札執行ができた。工事73件、コンサル8件、物品役務38件 計119件の入札を執行した。 今後も、法令改正等に即した対応を行うとともに、競争性、公正性、透明性、効率性の確保を図り、適正で誤りのない入札契約業務の執行に努める。				
建設部	建設課	1	年度内における適切な事業執行	年度内の事業について、より積極的に関係者との協議を行い適切な年度内完了を目指す。 ○道路新設改良工事関係「①内垣外内田山線ほか1線道路改良工事」「②木津内田山線道路改良工事」「③木津川台駅前整備事業」「④木津中ノ川線道路改良工事」 ○河川改修工事関係「⑤南河原川改修工事」「⑥旧反田川逆流防止装置設置工事」「⑦赤田川改修合流部の貝鍋川線形改良工事」「⑧小川内水対策事業」	①については、工事に必要な交付金の確保ができたことから、今年度末の完成を目指す。②については、今年度用地買収を完了し、来年度からの工事を予定、③については、今年度詳細設計を行い、来年度用地買収を予定している。④については、奈良市水道との移設協議を行い事業を進めていく。⑤については、今年度での事業完了を目指している。⑥については、今年度内の設置工事完了を目指している。⑦については、府の工事進捗に左右されるところであり、府との調整を密に行い事業を進めていく。⑧については、国・府との具体の協議を行い、早期対策事業着工を目指す。	年度内工事・業務完了件数 (件)		7	7
建設部	まちづくり事業推進室	1	国道及び府道等の新設改良事業の整備促進	国道及び府道、河川新設・改良にかかる関係機関や地元住民等との連絡調整により、今年度事業計画に基づき遂行することを目指す。また、以下の事項については、関係機関と十分連携を図り、早期完成を目指し事業に取り組む。 ・国関連：木津東バイパス事業及び国道24号歩道整備事業、奈良道交差点改良の早期完成。 ・府関連：東中央線事業・大野バイパス事業の早期完成。木津川市内道路（府道・市道）の再編。	木津東バイパス、東中央線については、今年度中に同時供用される見通しであるため、事業主体である国・府と連携し、円滑な事業進捗が図れるように努める。 国道24号線歩道整備、奈良道交差点改良の各事業において通行規制等が発生しているため、事業主体である国・府と連携し、周辺地域住民に対して理解・協力が得られるように努める。 木津東バイパス、東中央線の供用に向け、市内道路（府道・市道）の再編協議を進める。	協力依頼・協議等交渉延べ件数 (件)		53	30
建設部	まちづくり事業推進室	2	小川内水対策に係る関係機関協議	国及び京都府に対して、小川内水対策への支援の働きかけを行う。	大雨等による一級河川木津川の水位上昇により木津合同樋門が閉門されれば、小川流域で内水による浸水被害が発生するため、国及び京都府に浸水被害の軽減のための内水対策に関する支援の働きかけを行う。	協議等交渉延べ件数 (件)		実績なし	10
建設部	施設整備課	1	市営住宅使用料等の収納率向上	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な定期の督促状の送付 連帯保証人に対する滞納債務通知等の送付 口座振替の推進 電話、訪問等による納付促進 代理納付制度（生活保護費）の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度 98.0% 平成29年度 99.0% 平成30年度 99.6% 市営住宅管理適正化の観点から、「受益者負担の原則」及び「入居者の公平性」に鑑み、収納率向上に資する取組みを検討し、歳入の確保に繋げる。	市営住宅使用料現年度収納率 (%)		99.6	99.7
建設部	施設整備課	2	各施設所管部署から依頼の営繕事業の適切な執行支援	<ul style="list-style-type: none"> ●総務部：加茂支所の外壁改修工事設計及び屋上防水改修工事 他 ●市民部：加茂人権センターの解体及び擁壁工事（継続）と耐震補強等改修工事 ●健康福祉部：相楽療育教室トイレ等改修工事、共同浴場やすらぎの湯屋根等改修工事設計、小谷児童館解体工事及び跡地利用設計 他 ●教育部：新学校給食センター新築工事（継続）、城山台小学校校舎棟増築工事設計、中央交流会館外壁等改修工事設計、小谷下教育集会所解体及び跡地整備工事設計 ●建設部：一本木団地市営住宅解体に伴う設計及び工事、下川原団地外壁ほか改修工事 他 	各施設の計画・運営に配慮し、的確な設計・工事執行の支援を行う。				
建設部	管理課	1	道路照明灯LED化	市内全域にある道路照明灯1864灯をLED灯へ取り替える。	昨年度、総務部総務課所管の防犯灯がLED化されたことに引き続き、道路照明灯をLED化することで、二酸化炭素や電気消費量の20%削減が見込まれる。 道路照明灯の位置と電気料金を整理するため照明灯実態調査を含めたプロポーザル方式の入札が望まれる。	照明灯数 (灯)		0	1,864
建設部	都市計画課	1	学研木津東地区の面開発事業支援	市として学研木津東地区の開発に向けた事業への支援を行う。	全体集会を開催し、地権者からは開発へ向けた前向きな意見が出された。今後は、地権者の方が主体となってまちづくりに参画してもらうために、まちづくりや開発手法などへの理解を深めてもらう取組みが必要であり、市としてまちづくり勉強会などを開催し、開発への機運を醸成していく。				
建設部	都市計画課	2	学研木津北地区竹林対策の検討	木津北地区では、放置された竹林を再生するため、地区内の活動団体が中心となって活動している。一方で、放置竹林の拡大を防止するとともに、活動団体にとって持続可能な活動を続けるためにも、伐採した竹を資源として有効に活用策を見出す必要がある。 このことから、現在の竹チップや竹炭などのほかに、活動団体等と新たな利用方策を検討する。	これまで、伐採した竹はチップ化して防草のために通路に敷き、また、イノシシなどから整備エリアを保護するための柵づくりなどに活用してきた。今後も継続して竹林を整備していくためにも、持続可能な活動が行えるよう活用方策を検討する必要がある。				
建設部	都市計画課	3	太陽光発電設備に係る今後の対応	大規模な太陽光発電設備の設置に関して本市の豊かな自然環境を次世代に守りつなげつつ、自然環境を適切に保全することができるよう、対応策の作成を進める。	平成31年3月議会に木津川市山城町神童子上ノ滝、大規模太陽光発電所設置計画反対及び太陽光発電パネルの設置・管理に関する規制条例の策定を求める請願書が全会一致で採択されたことを受け、検討を行う。				

令和元年度執行目標 建設部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点等	項目 (単位)	根拠計画等	H30 実績値	R1 目標値
建設部	都市計画課	4	学研木津中央地区 都市計画課 行政財産の有効活用	独立行政法人都市再生機構が施行した学研木津中央地区の事業完了・換地処分に伴い、道路拡幅事業など関連事業の調整状況等から、未整備となった土地について、同機構から市へ事業用地の移管（都市計画課所管）を受けた3か所の行政財産がある。行政財産は市民の貴重な財産であり、未利用・低利用の行政財産については、市民サービスの向上と安定的な財源確保の観点から効果的に有効活用を図る。	(1) 関連事業を行うまでの間、草刈等の維持管理費が発生しており、市の財政状況も厳しい状況にあるため、維持管理費を圧縮していく観点からも、行政財産の有効活用を図ることとする。 (2) 活用のための留意点として、市場動向や民間企業・法人等の活用可能性を踏まえた活用方法を検討する。 (3) 活用の方向性として、民間企業・法人等への土地貸付を検討する。 (4) 未利用の行政財産は、①城山台三丁目13番地1（6号緑地約2,000㎡）、②城山台三丁目119番地（道路附帯地約300㎡）、③城山台五丁目100番地の一部ほか（都市計画道路の未整備地約200㎡）				
建設部	都市計画課	5	集合住宅等の駐車場整備台数に係る基準の緩和	木津川市開発指導要綱に伴う木津川市開発行為に関する施行基準第8条（自動車駐車場及び自転車駐輪場）の基準の緩和に向け検討し、施行基準の改正を行う。	木津川市開発行為に関する施行基準第8条については、集合住宅等の自動車駐車台数は計画戸数以上を整備することとしているが、計画地が駅近くで自動車を所有せず、公共機関の利用やワンルームマンション等で自動車の所有を必要としない方が居住されるなど、計画戸数以上必要としない案件もあり、自動車駐車台数に係る基準の緩和を図る。				
建設部	都市計画課	6	特定空き家解体に係る強制執行等の課題検討・ノウハウ蓄積	木津川市空家等対策計画に基づき、特定空家等に認定された所有者等に対する助言・指導、勧告、命令、行政代執行を進めるにあたり、課題の検討・ノウハウの蓄積を図る。	木津川市空家等対策計画に基づき、昨年度、3件が特定空家等に認定された。今後は、特定空家等に認定された所有者等に対する助言・指導する必要がある、また、助言・指導に従わない場合は、勧告、命令、その後、命令に従わない場合は行政代執行へと進めることとなる。				